

## 獨逸統計局の將來人口推定

將來人口の推定は例へば種々の産業部門が今後それぞれ必要とする將來の人口數を算定するなど廣く經濟政策乃至は勞務動員計畫の上より必要缺くべからざるものであるばかりでなく、教育制度や國防計畫に關する基礎資料としても不可缺のものであるが、また人口統計的研究の補助手段としても極めて重要な意義をもつてゐる。特に國民に對して人口政策の必要を自覺させる一手段としての意義も亦決して輕くない。ナチス政權樹立以前一九三〇年に獨逸統計局によつて行はれた最後の將來人口推定も當時の出産減退の國民的危險を解明することを目的として企てられたもので、死亡率を一九二四—二六年の生命表に採り、一九二七年の妊孕率を基として出生率は爾後更に之より猶ほ二五%低下するとの假定の下に行はれたものである。併しナチス人口政策の成功は一九三四年以降の出産回復によつて右の假定を既に無用のものとして了つた。獨逸統計局がナチス治下の人口現象の稍安定化し恒常化するに及んで一九三七年再び新しい假定の下に將來人口の計算を試みたのもそのためで、兼ねてナチス治下の顯著な出産回復もなほ國家的最小必要量を充足するに足らざる所以を國民に自覺せしむることを目的として行はれたものである。

### 第一假定による計算

この推定計算は死亡率を一九三二—三四年の生命表に採り、たゞ乳兒死亡率のみは今後更に(出生數の)四%にまで低下するものとし、出産關係に就ては一九三

六年の妊孕年齡女子の妊孕率を採つて之を今後不變のものとし、特に一九三三年以來採用されてゐた新しい妊孕率統計の主旨に隨つて單に母親の年齢のみならず其の結婚年數をも考慮せる集計結果を適用してゐる。前大戰に於ける莫大な男子人口の喪失、大戰中の

出産停止、戦後恐慌期中の婚姻減、更に三四年以降の其の再度の婚姻増加、特に今後に期待される女子人口過剩の停止による婚姻可能性の改善等一聯の獨逸特有の諸事情はかかる特殊の妊孕率統計法を採用するを必要とするといふのが獨逸統計局の意見である。又この最後の事情は今後の婚姻率の増大と特に早婚の可能とを期待せしむるに足るとの理由で本推定計算では一九一九年生れの女子が三〇歳となるとき其の婚姻狀況は營て正常な人口形態を示してゐた前大戰前の一九一〇年に對して其の獨身者比率を尙一〇%だけ低下するとの假定を立ててゐる。尙、舊オーストリーに就ては其の死亡率は一九三二—三四年の獨逸の其れに、又その出生率は一九三三年以降の獨逸の其れに一致するに至るとの假定の下に計算されてをり、ズデーテン獨逸地方は本計算から除外されてゐる。また移出人口に就ては婚姻、出生及び死亡率の變動による諸結果を解明せんとする本推定の立て前よりして考慮の外に置かれてゐる。

右推定の結果は、本計算の假定に置かれてゐる一九三六年の出産狀況が既に人口の現狀維持に不充分で、三六年の妊孕率を以てしては出生不足は要出生數の九・六%となつてゐるので、前大戰時及び戦後生れの過小人口が婚姻年齢に入るに従ひ本推定計算の結果が

依然として出生不足を告げるのは當然で、たゞ本計算の假定する婚姻率の向上と乳兒死亡率の改善とにより(要出生數の)九・六%の出生不足が七・五%の不足にまで改善される結果になつてゐる。

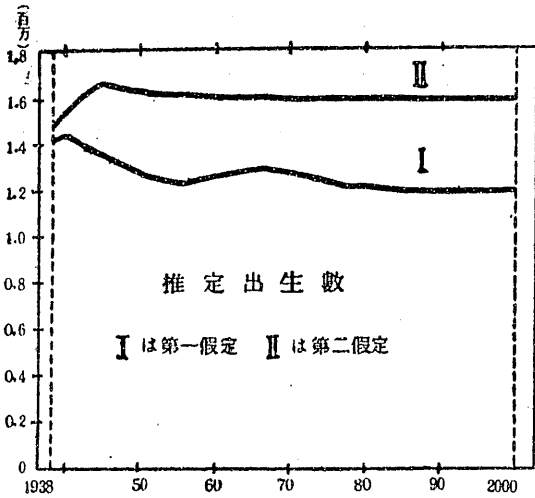
尙その出生數の増減狀況の概勢をみると、右婚姻率の増大、乳兒死亡率の改善、更に舊オーストリーの出生回復等の假定の結果、出生數は一九三九年に一、三八八、〇〇〇にまで一時的の向上を示して後、以後毎年平均一二、六〇〇の割で低下し一九五五年に一、一八七、〇〇〇を以てその底を衝く。之より以後は三三年生まれの人口が婚姻年齢に入り來るに従ひ一時的の増加を見、一九六五—六六年に一、二三四、〇〇〇を以て最後の頂點を示すことになるが、併し前記の最低出生數との差は僅かに四七、〇〇〇に過ぎない。尙この最後の増勢によつて前大戰の影響による變則的な年齢構成状態は大體に於て調整されることになるが、之以後は假定による過小の妊孕率が主因となつて出生數は緩漫にだが併し不斷に低下してゆき、二〇〇〇年には約一、一六〇、〇〇〇、一九三七年の出生數(一、三六一、〇〇〇)に較べて二十萬も少いこととなる。

併し本推定計算の翌年一九三八年の實際の出生數(オーストリー及びズデーテン獨逸地方を除く)は主として妊孕率の向上、一部は婚姻率の増大により本推定計算の同年度數字よりも約五萬の超過を示してをり、九・六%の出生不足、本推定計算の假定を許せば七・五%の出生不足を消去し得る希望を興へるに到つた。獨逸統計局が一九三八年の出生實數を出發點として再び新らたなる假定の下に第二回の推定計算を試みるに到つた所以である。

第二の假定による計算

前推定計算によると婚姻率、乳兒死亡率等に關する好都合な假定の下に於ても出生不足は要出生數の七・五%、いひ換へれば千人の妊孕年齢女子は將來妊孕年齢に達し得る女兒を九百二十五人しか生まない勘定になる。隨つて國民經濟上竝に國防上最も重要な十五歳—四十五歳の生産年齢人口の減退は明らかで一九三八年頭初を生産年齢人口三千七百五十萬(舊オーストリー及ズデーテン獨逸地方を含む領土内)は今世紀末には三千三百八十萬へ萎縮して了ふことになる。

そこで第二回目の推定計算に於ては軍事上の考慮を中心に取り上げ、二十歳男子の數を其の必需量に保



持せんが爲めには毎年の出生數竝に女子の妊孕率は幾何なるを要するかを説明することを目的として企てられた。即前大戰前一九一〇年生れの男子が一九三〇年

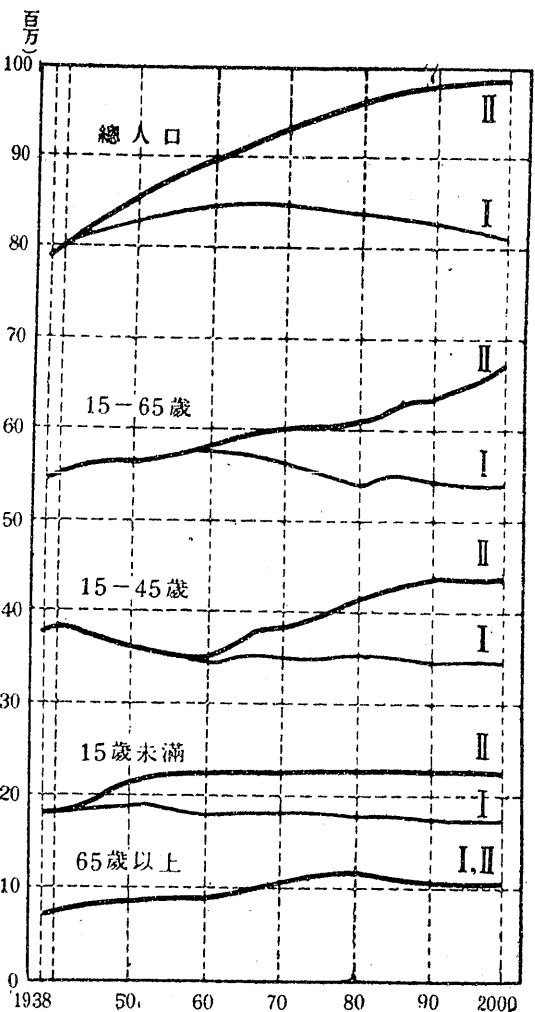
初めに現存せる二十歳男子としての總數は(舊オーストリー及びズデーテン獨逸地方をも含む領土内に於て)七五五、〇〇〇人であつたが、この二十歳男子數を維持する爲には一九三八年現在の乳兒死亡率(出生數の六・四%)に於ては年一、六四九、〇〇〇の出生(男女計)が必要で、若し一九五三年までに乳兒死亡率が四・〇%にまで低下するとの假定の場合は一九五三年には一、六〇三、〇〇〇の出生を必要とする勘定になる。そこで最後の目標をこの一九五三年に百六十萬三千の出生數を確保するといふ點に置き、且つ一九四三年以降に毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲めには

持せんが爲めには毎年の出生數竝に女子の妊孕率は幾何なるを要するかを説明することを目的として企てられた。即前大戰前一九一〇年生れの男子が一九三〇年初めに現存せる二十歳男子としての總數は(舊オーストリー及びズデーテン獨逸地方をも含む領土内に於て)七五五、〇〇〇人であつたが、この二十歳男子數を維持する爲には一九三八年現在の乳兒死亡率(出生數の六・四%)に於ては年一、六四九、〇〇〇の出生(男女計)が必要で、若し一九五三年までに乳兒死亡率が四・〇%にまで低下するとの假定の場合は一九五三年には一、六〇三、〇〇〇の出生を必要とする勘定になる。そこで最後の目標をこの一九五三年に百六十萬三千の出生數を確保するといふ點に置き、且つ一九四三年以降に毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲めには

如何なる毎年の要出生數と竝に妊孕率の向上を必要とするかを算出せんとするのが第二回の推定計算の目的で、計算の基礎に置かれた諸假定は第一回の場合と全く同じく、たゞ本計算は一九三八年の出生實數(一部推定)より出發してゐるだけの相違である。尙、前には除外されたズデーテン獨逸地方も加入され、その年齢別、性別及び婚姻關係等は資料不足のため舊オーストリーと同じものとして計算されてゐる。

その計算結果は別掲の如くで、一九五三年に於ける妊孕率の要向上率は一九三六年に對し二七・四%に及ぶことになる。なほ同年以後も妊孕率が一九五三年と同じ状態を續けて行くとすると毎年の出生數は本計算の前提する要出生數を更に超過してゆくことになるが、之は本計算の範圍外のことである。

如何なる毎年の要出生數と竝に妊孕率の向上を必要とするかを算出せんとするのが第二回の推定計算の目的で、計算の基礎に置かれた諸假定は第一回の場合と全く同じく、たゞ本計算は一九三八年の出生實數(一部推定)より出發してゐるだけの相違である。尙、前には除外されたズデーテン獨逸地方も加入され、その年齢別、性別及び婚姻關係等は資料不足のため舊オーストリーと同じものとして計算されてゐる。



(備考) 比較の便宜上第一假定による推定結果にズデーテン獨逸地方を加算

第二假定による將來人口の推定計算

年次	乳兒死亡率	要出生數	推定出生數	一九三六年度の 妊孕率による 推定出生數	一九三六年度の 妊孕率に對する 要向上率 (百分比)
一九三八	(出生百に對) 六・四〇	一、六四九	一、四八〇	一、四二四	三・九*
一九三九	六・二二	一、六四五	一、五四三	一、四四三	六・九
一九四〇	六・〇三	一、六四一	一、五八八	一、四四五	九・九
一九四一	五・八三	一、六三七	一、六〇〇	一、四一八	一二・九
一九四二	五・六三	一、六三四	一、六一三	一、三九三	一五・九
一九四三	五・四三	一、六三〇	一、三六九	一、三六九	一九・〇
一九四四	五・二六	一、六二六	一、三五三	一、三五三	二〇・二
一九四五	五・〇八	一、六二三	一、三三九	一、三三九	二一・二
一九四六	四・九二	一、六一〇	一、三二五	一、三二五	二二・二
一九四七	四・七六	一、六一七	一、三一六	一、三一六	二二・九
一九四八	四・六一	一、六一四	一、三〇六	一、三〇六	二三・六
一九四九	四・四六	一、六一一	一、二九七	一、二九七	二四・二
一九五〇	四・三二	一、六〇九	一、二八八	一、二八八	二四・九
一九五一	四・一八	一、六〇六	一、二七七	一、二七七	二五・七
一九五二	四・〇四	一、六〇三	一、二六七	一、二六七	二六・六
一九五三	四・〇〇	一、六〇三	一、二五八	一、二五八	二七・四

\*一九三六年に對する此の向上率は實數なり。

一九三九年の出生過不足

尙、一九三九年の出生數が右第二假定の要求する國家的必需量を充足してゐるか如何かに就ては本誌前前號の章報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡統計の發表」中にも載つてゐる如くで、本推定の第二假定による要出生數(舊領内、舊澳太利及びビズデーノ獨逸地方)は一、六四五(千)、推定出生數は一、五四

Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich. 第二 假定部分に就いては同じく Wirtschaft und Statistik 1939 Nr. 6 を参照)

獨逸に於ける結婚貸付金申込者の健康診断成績

一九三九年上半年(一九三九年一月一日より六月三十日に至る)に於て總計三四一、七二八人の結婚貸付金申込者が衛生官吏の健康診断を受け、内八、一三八人(二・三五%)が健康或は遺傳生物學的的理由に據り不合格となつた。一九三八年度に於て衛生官吏の結婚有效證明書の下附を拒絶された者は申込者總數の一・六七%であるが之に比すると今回は約其の半ばの増率である。此の不合格者増率の原因は結婚貸付金申込者の健康診断を行ふ者に對する新指針の適用にある。新指針によると就中生殖能力の如何を特に注意せねばならぬ事になつてゐる。又遺傳性疾患の素因の存在する場合結婚貸付金授與の上申を行ひ得るや否やの問題は血族の全遺傳價值によつて判斷しなければならぬ。近親(兩親、同胞、或は子供)に遺傳病子孫防止法(斷種法)の意義に於ける遺傳病患者が一名でも存在する時は、貸付金授與の上申を行ふ事は出来ない。特に此の二つの理由により申込者の嚴重な選擇が行はれ従つて高率の不合格者が出たのである。

右健康診断成績を更に内譯すると獨逸全國に於て衛生官吏の健康診断を受けた貸付金申込者は男一六七、〇四九、女一七四、六七九、此の内健康上又は遺傳性疾患の素因ある爲に不合格となつた者は男三、六二〇(二・一七%)、女四、五一八(二・五九%)又其の内自身